

審 査 基 準

平成 13 年 3 月 14 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 8 条第 2 項（第 4 条第 2 項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 4 条第 2 項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 第 12 条（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日間
申 請 先：申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：申請に係る警察署の生活安全課
備 考：